

入札スケジュール

- ◆第1回入札：23年2月25日（金）
- ◆第2回入札：23年4月28日（木）
- ◆第3回入札：23年5月16日（月）
- ◆第4回入札：23年5月26日（木）
- ◆第5回入札：23年6月上旬（予定）



●時間や場所など詳しい情報は、

<http://www.maff.go.jp/j/soushoku/syoryu/kaiire/index.html>

23年産米の 政府備蓄米買入 (事前契約) のご案内



備蓄米についてのお問い合わせ先

ご不明な点、ご質問などがある場合は、お早めに次の農政局・農政事務所などにご相談ください。

総合食料局 食糧部 計画課（米の備蓄制度について） 03-6744-2072

総合食料局 食糧部 食糧貿易課（備蓄米の買入入札の詳細について） 03-6744-2080

北海道農政事務所 食糧部 計画課 011-642-5473

東北農政局 食糧部 計画課 022-236-6661

関東農政局 食糧部 計画課 048-740-0387

北陸農政局 食糧部 計画課 076-241-3151

東海農政局 食糧部 計画課 052-763-4453

近畿農政局 食糧部 計画課 075-414-9731

中国四国農政局 食糧部 計画課 086-223-3131

九州農政局 食糧部 計画課 096-211-9292

内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課 098-866-1653



米の需給調整の手法の一つとして
備蓄米が位置付けられました。

棚上備蓄の運営開始です！ 23年産米の備蓄米買入札にご参加ください！！

棚上備蓄のしくみ

- 適正備蓄水準は 100万トン程度 (6月末) として 国内産米を一定期間 (5年間程度) 備蓄します。
- 事前契約により 一般競争入札で毎年20万トン買い入れます。
- 不作により米が不足するときには 備蓄米を放出し 消費者への安定供給が図られます。
- 放出を要する不足時以外は 備蓄後に 飼料用等の非主食用として販売します (毎年20万トン)。



備蓄米の生産は

- 備蓄米の生産は 需給調整・戸別所得補償制度参加者に限られます。
備蓄米を生産するためには、米の需給調整実施者であり、米の戸別所得補償交付金申請者となる生産者であることが必要です。
- 備蓄米の契約数量は 入札で決まります。
備蓄米の生産に取り組むためには、競争入札により落札し、政府と買入契約を締結する必要があります。
(入札には、競争参加資格を持った生産者・出荷販売業者・全国出荷団体などが参加できます。)

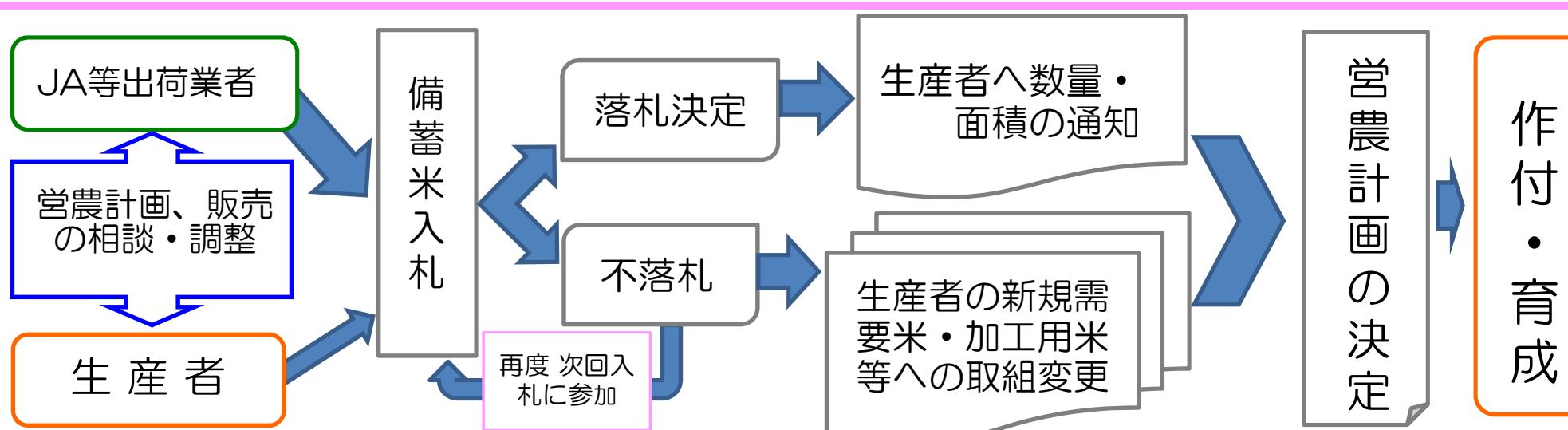
メリット

- 備蓄米の取組は 夏までに決定するので 出来秋の価格に左右されず 経営の安定にも役立ちます。
備蓄米は、夏までに買入契約を行った後、出来秋に豊凶の変動に応じた数量調整を行った上で買入れます。
このため、生産者の方は、作柄や秋の価格を心配することなく取り組めます。
- 主食用米と実質的に同じ手間なので 新たな作業や取組を行う必要はありません。
備蓄米は、主食用米と同じ品種銘柄の米を、圃場を特定区分することなく取り組めますので、手間が省けます。
(検査・格付け、備蓄米である旨の表示後、区分保管することとなります。)
- 営農の選択肢が広がります。
備蓄米は、取り組む生産者、数量、価格が2月～6月頃に決定します。したがって、入札結果に応じて、その後、加工用米や飼料用米等の新規需要米への移行も可能となるので、営農の選択肢が拡大します。
- 主食用米に近い価格水準が期待できます。
備蓄米の政府買入価格は、競争入札の結果で決まりますが、その基準となる価格は、主食用米の市場価格を参考に決められます。

やってみるか！



備蓄米入札の流れ



備蓄米の取組を希望する生産者の方は、日頃出荷している出荷業者、又は地域の農業再生協議会、農政局・農政事務所などにお早めにご相談ください。

